

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 5 月 20 日現在

機関番号：10101

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780055

研究課題名(和文) 法人・資産・組織再編の私法的位置づけをめぐる比較法的研究

研究課題名(英文) Juridical personality, asset and corporate restructuring --- comparative analysis of the legal concepts

研究代表者

川村 力 (KAWAMURA, Chikara)

北海道大学・大学院法学研究科・准教授

研究者番号：70401015

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、平成17年までの一連の組織再編法制の改正の意味、さらには同改正が1980年代以降のアメリカを中心とした成立した国際的な信用構造と大きく結びついているとの認識に基づき、その法学的基礎と歴史的基础(の有無)の検討を通じて、現代の市場と組織が抱える課題に対する見通しを得ようとするものである。第一に、会社資産と債権者の関係に着目し、フランスにおいて法人と組織再編行為が私法上の概念とどのような関係に立っているかが分析された。第二に、会社と構成員との関係について、現代のコーポレート・ガバナンスと資本市場をめぐる構造的問題についての分析を行い、法人論の本格的な検討を行うための試論を行った。

研究成果の概要(英文)：This research tries to uncover the meaning of the Japanese legislative changes on the corporate restructuring regime until 2005, and on the understanding that these changes correspond to the key elements of the international capital market - corporation structure formed and diffused from the 1980s United States, also tries to present a new perspective on the structural problems of the actual structure by examining the legal and historical foundations of those changes. Firstly, focusing on the relation between corporate asset and creditor, it analyzed how juridical personality and corporate restructuring are conceptualized historically vis-a-vis private law concepts in France. Secondly, on the relation between corporation and its members, it analyzed the structural problems of the actual interrelated system of corporate governance - capital market, thus proposed a hypothesis to (re)analyze the theories of the corporation accumulated from 19th century in the light of the modern problems.

研究分野：商法

キーワード：組織再編 法人 資産

1. 研究開始当初の背景

(1) 1980年代以降、2008年の金融危機を経て現在に至るまでアメリカを中心として世界的にもたらされた市場と組織の構造は、法人及び組織再編行為の2つの法形態のあり方に決定的な特徴が見られる。本研究では、この「新しい市場と信用の構造」に本格的な法学的基礎づけが問われる必要があるとの問題認識の下に、これを特徴づける法人及び組織再編行為について法学的な議論と歴史的实践の両者を最も継続的な形で蓄積してきたフランスに検討の素材を求めるものである。すなわち、これら法概念につき、フランスにおいて、一方で委任・組合・資産といった取引法上の法形態との関係及び法人論との関係を位置づけ、他方でその蓄積の延長上に現代の具体的な事例の分析を行い、その作業を通じて歴史的基礎と現代的な構造を明らかにし、その上でアメリカを中心とする「新しい市場と信用の構造」の問題状況、さらには複雑な法的系譜に立たされる日本の信用構造のあり方に、見通しを得ることを目的とするものである。

(2) 日本の現状を出発点にとると、日本では平成17年の会社法改正の「合併の対価柔軟化」は、平成9年の独占禁止法改正による純粋持株会社の解禁以来、株式移転・株式交換、会社分割を経て、組織再編法制改正の締めくくりとして位置づけられる。しかし、これら改正を一続きのプロジェクトとして捉え直した時、これに対する従来の研究は、個別の制度の規律・運用について論じる(例えば神田秀樹「株式買取請求権制度の構造」(2009))以上に、一連の改正そのものの位置づけと意義については明確に論じられていない。とはいえ、さしあたり比較法制度面において、合併制度の対価の柔軟化(及び組織法上の機能として等価であり・実務上主として用いられる全部取得条項付種類株式の導入)は、アメリカ法のみに見られる制度であり、一連の改正はまさにそれを到達点としていることを指摘できる。

そこでアメリカで1970年代に本格的に利用された交付金合併を見るに、その第一の意義は、現金の交付により少数株主の退出を可能とする制度であることが、濫用の可能性と共に従来から指摘されてきた(江頭憲治郎「結合企業法の立法と解釈」(2001): Brudney & Chirelstein, A Restatement (1978))。しかし実際の事例を具に検証していくと、交付金合併のより根本的な意義は、第二に、合併制度が法人格と資産を融合する制度から、新規設立子会社を利用し・多数決により完全親子会社関係形成を可能とする一般的制度に転じたこと、第三に、1970年代後半に支配株式保有関係により複数の法人間に分割されかつ結合し、法人単位で会社を会社支配権市場で売却する、新たな組織と市場の関係が成立し

(Chandler, The Competitive Performance (1994))、合併のあり方の転換がこのより大きな構造的転換と結びついていると考えられる。そして研究代表者は、以上の見通しの下、第四に、交付金合併を基礎とする新たな市場と組織の構造を規律するメカニズムとして、(a)会社支配権市場及びそれにより高度に情報効率化した株式市場と法人単位にリスク分離された資産への貸付信用とによる規律を基礎としつつ、(b)判例法上の取締役の信認義務及び支配株主の信認義務の整理を試み、交付金合併と共に成立したシステムが機能する全体像を一通り明らかにした(川村力「合併の対価と企業組織の形態(2)」(2009)、同「合併の対価と企業組織の形態」(2010))。

他方、2008年のリーマン・ショックから生じた金融危機は、規律の軸となる市場全体が壊滅したもののだが、市場の壊滅は信託や法人(によるSPV)を用いて分離された原資産(貸付、土地管理等)へのモニタリング不全が根幹にあり、さらにはSPVを用いたレバレッジ構造が供給過剰をもたらしリスクを増幅したことが指摘されている(岩原紳作「世界金融危機と金融法制」(2010))。この構造上の問題は80年代以降もたらされた交付金合併と結びついた市場の構造と多くの部分で重なり、少なくともパラレルであり、同構造そのものの評価の再検討を促すものと考えられる。

2. 研究の目的

(1) 以上の背景の下に本研究は、1980年代における市場構造の転換とその意味を検討するにあたり、これを法学的側面から特徴づける法人と組織再編行為の形式化がいかなる意味を有するのかを明らかにし、このことを通じて「新しい市場と信用の構造」そのもの、さらにはその日本法との関係を位置づけるための、見通しを得ることを目的とするものである。

第一に、フランスにおける法人と資産の関係の法的な把握を、とりわけ組織再編行為との関係で明らかにすることを目的とする。

この際、研究の直接の背景となる問題が1980年代アメリカの法概念に関わる以上、本来アメリカ法にその基礎を問うことが素直であるが、アメリカでは20世紀初頭の社会変動期に法人論は根付かず、組合との関係も歴史的基礎が薄弱であることから(Horwitz, Transformation (1992))、法概念の次元で法人を彫塑する試みは蓄積されず、このことが法人の一社会的・経済学的把握の試みはしばしばなされても一法的意義の認識を困難にし、法人格の形式化に対する批判的視点を獲得するための基礎を欠かしていると考えられる。

これに対してフランスでは、一方において、古法期に高度に発達した商業社会において、ローマ法源を参照しつつ構築された組合

(société)の諸形態や、その上に19世紀末以降盛んに論じられた法人論が蓄積されており、また他方で、1980年以降の世界的な市場の潮流がフランスにも必然的に影響を及ぼす中、現在も上記蓄積を参照しつつ議論が形成されている。

(2) 第二に、「合併の対価柔軟化」さらには市場構造の転換の意味、さらにはその日本における位置づけを明らかにする。すなわち、法人及び組織再編行為の法学的位置づけを、上記のフランスの問題状況の歴史的積み上がりの中で把握した上で、これを本研究の背景をなすアメリカ法の検討と付き合わせ、さらには大陸法とアメリカ法の系譜が入り乱れる日本法において見通しを得ることを目的とするものである。

3. 研究の方法

(1) 以上のように定められた目的に対して、本研究では、まず比較方法的な整理を行う。すなわち、1980年代以降のアメリカの信用構造を特徴づける法形態には、法人格で責任主体及び帰属財産を完全に分離する「強度の (strong form) の資産分離 (asset partitioning)」の分析概念が妥当する。取引信用の対象となる共同財産の「資産分離」は、支払優先劣後による (weak form) のもの等歴史上様々な「強さ」で存在し、それらを各時代の政治経済的環境に対する合理性の観点から位置づける試みが提示されている (Hansmann et al, Law and the Rise of the Firm (2005))。経済学の影響を受けた議論が先行する日米の議論状況に、この概念を通じて法人格による資産分離とそれを位置づける信用構造を、各時代の歴史状況の中で実証的に相対化する作業を行った。

(2) フランス法における法人の法学的な位置づけを得るための作業として、民法上の法概念との距離において理論構成する作業を行った。すなわち、組合については、古法期の合名組合・匿名組合・合資会社等の組合の諸ヴァージョンを委任からの距離において捉えると共に、それらと19世紀以降の会社との関係をその差異において把握し、他方で法人論においては、institution 理論と契約との差異において法人の特殊性を図る作業に着目した (Millard, Hauriou et la théorie de l'institution (1995))。

(3) (2)と平行して、フランス法における組織再編行為の法学的な位置づけを得る作業として、合併の性質論に着目し、19世紀半ばに民法上彫塑されたたていった資産 (patrimoine) 及びその包括承継 (transmission universelle) が、組織再編との関係で20世紀を通じてどのように観念され、また組織再編の現代的状況とどのように結びついているかについて、

検討した。

(4) 法人ないしは商事法に固有の制度的基盤とそれが一般私法からの特殊性に果たす役割とを考察するため、公示制度、とりわけ登記制度と債権者保護手続を、(2)および(3)の作業と関連づけて検討した。

(5) パリにて2年間の在外研究を行った。ここでは第一に、パリ第二大学で Michel Germain 教授に師事し、法人および組織再編行為の私法上の位置づけ、さらにはフランスにおける会社の社会学的研究手法について、議論を重ねた。また第二に、Ecole Normale Supérieure に研究生として所属し、古典学及び歴史学の指導を受ける機会を得、この中で法学ないし法概念を古典的基礎およびその各時代における認識手続の積み重なり (史学史) 両面から考察するための、方法的な検討を行った。また第三に、フランスと法制度的にも政治的・学問的にも歴史上多くの共通の基盤の上に偏差を重ねることで関係が形成されてきたイタリアの、諸研究機関・研究者とのネットワークを得、イタリアとの比較・段差においてフランスの各層を把握する作業を行った。

(6) フランス法の検討から得た法学的知見と背景として整理されていたアメリカ法の問題認識の下に、その付き合わせを行い、もって日本の信用構造の個々の事例の分析を行うべく、「東京大学商法研究会」での報告・検討をはじめとして、具体的な事例に即して研究者や実務家との討論を行った。

4. 研究成果

研究の成果として、以下の諸点が挙げられる。

(1) 法人と組織再編行為の法学的位置づけをフランス法において検討する作業として、現代のフランスで、法人格と資産 (patrimoine) を一対に観念する patrimoine 理論と組織再編行為の理論的整合性が問われた部分出資 (apport partiel d'actif) に関する1988年破産院判決およびその前後の学説の展開に着目し、当該論点をめぐる議論の形成のされ方とその背景となる信用構造の変動との関係を、分析する作業を行った。その結果、主として合併について観念され 会社分割・部分出資にも観念された patrimoine 理論およびその包括承継の枠組は、19世紀来の Aubry & Rau の理論を外枠として債権者保護の論理として観念されたこと、それは19世紀後半以降会社の財産移転に際して債権者保護を図るにあたって観念された諸法理の1つであったこと、しかしその諸法理の1つに過ぎなかった patrimoine 理論が20世紀後半に合併の資産移転法理として定着の度合いを強めていっ

た一方で、1980年代後半以降人格の消滅無しに *patrimoine* の分裂を認めるという例外事例を増やしていったことが、明らかとなった。その上で、1980年代以降に *patrimoine* 理論の動揺をもたらした事情は、やはり同時期に一人会社を認めた背景と重なって、100%親子会社関係の形成にあったことを明らかにした(図書②)。

(2) 他方、(1)の作業では、法人および組織再編行為の法的内実の検討として、資産一債権者の観点に止まることから、構成員(株主)との関係を検討すべく法人論の検討を行った。しかし、(1)の作業の課題として、第一に、(a)法人は歴史的にはむしろ公領域の団体を対象とする複数の歴史的基礎を有することから、私法とりわけ商事法のみでの検討では不十分であること、第二に、(b)法人論は法人内部の政治構想(ガバナンス)及び自然人一般を含む財産帰属主体性の再検討を含めた、経済秩序構想全体を対象としており、法概念間の関係分析のみでは不十分であることが、課題として浮かび上がった。

(3) そこで、まず(2)(b)の課題と対応して、現代の市場とガバナンスを結ぶ現代の問題を整理する作業を行ったところ、問題は、一方で国際的には2008年の金融危機を通じて露見した短期売買と長期投資関係のモニタリングの間の不全と高収益構造化した市場の短期主義の行き過ぎという課題への応接であるのに対し、他方で日本においては、言わば周回遅れの形で企業と市場の対峙関係を緩めるモデルが導入され、したがってむしろ従来利益を通じた企業と市場の継続的関係の刷新が課題であり続けている、ことを明らかにした(雑誌論文③)。

(4) 他方、(2)(a)の課題に対しては、都市・国家及びその公法上の組織や教会をめぐる諸観念がどのように形成・蓄積され、それが近代にどのように解釈され用いられたかという分析になるところ、若干の文献(例えば Gaudemet, *Histoire du droit canonique* (2014))を通じた調査のほか、フランス・イタリアおよび国内の教会法、さらには中世思想・歴史学を専門とする研究者と議論を重ねることを通じ、ローマ法上の基礎、中世教会秩序構想の成立の脈絡で法人が用いられる文脈の把握、現代までの一応の経路を確認した。ただし、その全体に亘る詳細な作業を行い成果とすることまでは本研究では行うことはできず、この点は課題として残らざるを得なかった。

(5) 近代の法人概念において、理論の一部を成し、かつ商業社会において果たした役割として重要な位置づけを有する商業登記について、一本体となる法人を検討する予備の作業に止まるものではあるが一商業登記制度

について検討を行い、フランスおよびイタリアにおける商業・法人登記について、その成り立ちと現在の具体的な制度、具体的な運用実態、証券市場との関係、さらには公的情報がもつ公益的性格という観点からまとめた(雑誌論文①、②)。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計3件)

- ① 川村力「フランス」、『商業・法人登記制度にかかる外国法制等の調査研究業務報告書』、商事法務、2016年1月、141-148頁、査読無
- ② 川村力「イタリア」、『商業・法人登記制度にかかる外国法制等の調査研究業務報告書』、商事法務、2016年1月、149-156頁、査読無
- ③ 川村力「取締役の説明義務」、法学教室、421号、2015年9月、18-24頁、査読無

[学会発表] (計0件)

[図書] (計2件)

- ① 川村力「42条」「43条」「44条」「45条」、山下友信【編】『会社法コンメンタール第2巻 設立〔2〕』、商事法務、2014年3月、89-101頁
- ② 川村力「法人・資産・会社分割—フランスにおける部分出資をめぐる議論」、岩原紳作・山下友信・神田秀樹【編集代表】『会社・金融・法〔下巻〕』、商事法務、2013年11月、279-310頁

6. 研究組織

(1)研究代表者

川村 力 (KAWAMURA, Chikara)
北海道大学・大学院法学研究科・准教授
研究者番号：70401015

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし